

東浦町知的障害者職親委託制度事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（以下「職親」という。）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた本町に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）を有する知的障害者とする。

2 前項に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が町内であるものは、この事業の対象者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内である者は、この事業の対象者としな

(職親登録等)

第3条 職親になることを希望する者は、知的障害者職親申出書（様式第1）により町長に申し出るものとする。

2 町長は、前項の申込書を受理したときは、申込者を職親とすることの適否について認定を行い、適当と認めた者については職親登録簿（様式第2）に登録し、職親申込承認通知書（様式第3）を、職親とすることを不適当と認めた者については、職親申込不承認通知書（様式第4）を当該申込者に送付するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日の翌日から起算して1年間とする。

4 前項の有効期間が満了する1月前までに町又は職親の登録を受けた者のいずれからも登録解除の意思表示がなされない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(委託申込み等)

第4条 知的障害者が職親への委託を希望するときは、知的障害者職親委託申込書（様式第5）により町長に申し込まなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあつたときは知的障害者更生相談所に、委託の適否について、必要な判定を求めるものとする。

(委託の決定)

第5条 町長は、前条の申込みがあつたときは、職親登録簿（様式第2）に登録のある職親の中から当該知的障害者にあつた職親を決定し、職親委託決定通知書（様式

第6)により双方に通知するものとする。

(手当の支給申請)

第6条 職親手当の支給を受けようとする者は、職親手当支給申請書(様式第7)により町長に申請するものとする。

(支給の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し支給が適当であると認めるときは職親手当支給決定通知書(様式第8)を交付するものとする。

(手当の支給)

第8条 職親の手当額はひとり1月につき3万円とし、請求書(様式第9)に基づき支給するものとする。この場合において、月の初日において委託がされている場合は、1月分の手当額を請求できるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

知的障害者職親申出書

年 月 日

東浦町長

住 所

氏 名

生年月日

電 話

知的障害者を預かり、その更生に必要な指導訓練を行う職親になりたいので、申し出ます。

希 望 す る 知 的 障 害 者	通いの場合	男 人 年齢 歳から 歳まで 女 人 年齢 歳から 歳まで		
	住込みの場合	男 人 年齢 歳から 歳まで 女 人 年齢 歳から 歳まで		
	指導訓練事項	男 女		
	指 導 訓 練 を 行 う 事 業 所	名 称		
所 在 地				
事業の種類				
従業員数		男 人・女 人・計 人		
家 族 及 び 同 居 人	家族 人・同居人 人・計 人			
住居の規模及 び 構 造	敷地 m ²	建物面積 m ²	延べ建物面積 m ²	平屋建
職親の希望の 動 機				
職親の経験の 有 無				
委託終了後の 雇 用 の 予 定				

様式第3（第3条関係）

番 号
年 月 日

様

東浦町長 印

職親申込承認通知書

年 月 日付けで東浦町知的障害者職親委託制度事業実施要綱第3条に
基づく職親の申出については、職親として適当と認めます。

様式第4（第3条関係）

番 号
年 月 日

様

東浦町長 印

職親申込不承認通知書

年 月 日付けで東浦町知的障害者職親委託制度事業実施要綱第3条に
基づく職親の申出については、職親として認められません。

様式第5（第3条関係）

年 月 日

東浦町長

住 所

氏 名

知的障害者職親委託申込書

東浦町職親制度実施要綱に基づき、職親に委託してください。

委託者氏名及び生年月日	年 月 日
希 望 す る 職 種	
通 い 、 住 込 み の 別	
そ の 他 の 希 望 事 項	

第6号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

東浦町長 印

職親委託決定通知書

東浦町職親制度実施要綱に基づき、次のとおり職親に委託することに決定しましたので通知します。

委託者氏名及び生年月日		年 月 日生
職 親	住 所	
	氏名及び生年月日	年 月 日生
指導訓練事項		
委 託 期 間		年 月 日から
通い、住込みの別		
指導訓練を受ける事業所		
備 考		

様式第7（第6条関係）

職親手当支給申請書

年 月 日

東浦町長

職親申請者 住所
氏名

下記のとおりですから、職親手当を支給してください。

記

委託知的障害者氏名	委託年月		
	年 月	年 月	年 月

様式第8（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

東浦町長 印

職親手当支給決定通知書

東浦町知的障害者職親手当を下記のとおり支給することに決定しました。

記

支給金額 年 月分から 年 月分 か月分

金 円

様式第9（第8条関係）

請 求 書

金 円也

ただし、東浦町知的障害者職親手当 年 月分から 年 月分 か月分

年 月 日

東浦町長

住所
氏名